

平成22年第6回(9月)川南町議会定例会会議録(最終日)

平成22年9月17日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

平成22年9月17日 午前9時00分開会

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第1 | 議案第47号 | 町道路線の認定について |
| 日程第2 | 議案第48号 | 平成22年度川南町一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第3 | 議案第49号 | 平成22年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第4 | 議案第50号 | 平成22年度川南町老人保健事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第5 | 議案第51号 | 平成22年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第6 | 議案第52号 | 平成22年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第7 | 議案第53号 | 平成22年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第8 | 議案第54号 | 平成22年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第9 | 議案第55号 | 平成22年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第10 | 議案第56号 | 平成22年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第11 | 議案第57号 | 平成22年度川南町水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第12 | 議案第58号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第13 | 認定第 1号 | 平成21年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 認定第 2号 | 平成21年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 認定第 3号 | 平成21年度川南町水道事業会計決算認定について |
| 日程第16 | 発議第 7号 | 口蹄疫復興支援対策に関する意見書(案) |
| 日程第17 | | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 |

出席議員(15名)

1番 林田 幸雄 君	2番 徳弘 美津子 君
3番 長野 義勝 君	4番 黒木 則人 君
5番 今井 伸二 君	6番 江藤 和利 君
7番 内藤 逸子 君	8番 竹本 修 君
9番 中村 守 君	10番 米山 知子 君
11番 山下 壽 君	12番 久木野 清人 君
13番 濱本 義則 君	14番 河野 幸夫 君
15番 川越 忠明 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 永友 尚登 君 書記 島岡 武 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	-----内野宮 正英 君	副町長	-----蓑原 敏朗 君
教育長	-----佐藤 賢一郎 君	会計管理者・会計課長	-----佐藤むつ子 君
総務課長	-----吉田 一二六 君	総合政策課長	-----諸 橋 司 君
農林水産課長	-----押 川 義 光 君	農村整備課長	-----横 尾 剛 君
建設課長	-----村 井 俊 文 君	上下水道課長	-----河 野 秀 二 君
農業委員会 事務局長	-----高 松 秀 樹 君	教育総務課長	-----永 友 好 典 君
生涯学習課長	-----吉田 喜久吉 君	税務課長	-----篠 原 浩 君
町民課長	-----佐 藤 弘 君	環境対策課長	-----黒 木 秀 一 君
健康福祉課長	-----米 田 正 直 君	代表監査委員	-----三 角 巖 君

午前9時00分開会

○議長(川越 忠明君) おはようございます。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。しばらく休憩します。全員議員控室に移動願います。

午前09時01分休憩

午前10時20分再開

○議長(川越 忠明君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

ここで農林水産課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○農林水産課長(押川 義光君) 9月8日の江藤議員の一般質問の中で、川南町の転作田において自給飼料生産をしたときに、全ての牛の自給が可能ではないかというご質問がございましたが、その基礎データを持ち合わせておりませんでしたので、その結果をご報告申し上げます。

本年度、平成22年度の転作面積は、704.5ヘクタールでございます。その転作田全てに飼料用稲を作付けした場合に、収穫見込みが1万568トン見込まれます。それを1頭当たり1日6キログラム給与したということで考えた場合に、繁殖和牛の換算で5千頭ほどの飼育が可能と、年間通して5千頭ほどの飼育が可能ということでございますので、自給飼料として全ての転作田に飼料を植えた場合には、十分自給は可能であるということのデータを計算いたしましたので、ご報告申し上げたいと思いますが、これはあくまでも地理的な条件とかいろいろなことを加味しておりませんので、あくまでも机上の計算上の数字ということで御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長(川越 忠明君)

日程第1 議案第47号「町道路線の認定について」

を議題とします。本議案は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長(竹本 修君) 議案第47号「町道路線の認定について」、産業建設常任委員会に付託されました議案第47号について、関係課職員の出席を求め、説明を受け、現地調査を行い、質疑、審査を慎重に行いました。その経過と結果について報告します。その結果全員賛成で可決であります。

議案第47号は、道路法第8条第1項の規定により、整理番号578、路線名新平鈴西線の大字平田字新平鈴を起点として110メートル、整理番号579、路線名通山中線の大字平田字通山190メートルの2路線を町道として認定するものです。なお認定に当たっては、整理番号579については、起点地の改良を図ることと、今後の町道認定については通り抜け等の一定の条件整備を検討されるよう意見を付します。以上で報告を終わります。

○議長(川越 忠明君) 以上で、委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第47号「町道路線の認定について」討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第47号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号「町道路線の認定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 議案第48号「平成22年度川南町一般会計補正予算(第5号)」

日程第 3 議案第49号「平成22年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」

日程第 4 議案第50号「平成22年度川南町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)」

日程第 5 議案第51号「平成22年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」

日程第 6 議案第52号「平成22年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号)」

日程第 7 議案第53号「平成22年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」

日程第 8 議案第54号「平成22年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)」

日程第 9 議案第55号「平成22年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)」

日程第10 議案第56号「平成22年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」

日程第11 議案第57号「平成22年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)」

以上、10議案を一括議題とします。本、10議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(山下 壽君) 総務常任委員会に付託されました案件について、関係課職員の出席を求め説明を受け、慎重に審査を行いました。議案第48号、「平成22年度川南町一般会計補正予算(第5号)」中、付託された関係については、原案のとおり、全員賛成で可決であります。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2億5,760万7千円を追加して、歳入歳出の総額を70億9,710万4千円とするものです。その審査の経過と結果を報告申し上げます。第1表中歳入全部、歳出2款1項 総務費、2款2項 徴税費、2款5項 統計調査費、7款1項 商工費、8款3項 都市計画費、9款1項 消防費につきまして、以上審査いたしました。全員賛成で可決であります。以上で報告を終わります。

○議長(川越 忠明君) 次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会に付託されました議案第48号・49号・50号・54号・55号・56号につきまして、関係職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査を行いました。全6議案とも可決であります。その経過と結果につきまして報告いたします。

議案第48号「平成22年度川南町一般会計補正予算(第5号)」については、3款 民生費 2項 児童福祉費 の中の、保育園耐震対策緊急支援補助金20万1千円についてはめぐみ保育園の耐震診断の減額です。これに関連して公立保育所に関しての、耐震診断を聞きますと、現在のところ5保育所の耐震は行われておらず、子どもの安全性の確保からその対応を伺いましたが、今後の課

題との事でした。10款 教育費 2項 小学校費 1目 学校管理費 138万6千円については、小学校3、4年生の社会科で使う川南町独自の副読本を作成するもので、平成23年から24年で550冊になります。口蹄疫などについても掲載していく予定です。2目 教育振興費の21万8千円は、小学校の図書データベース化の委託料などです。今回は川南小学校で行います。同じく教育費 4項 社会教育費 4目 文化財保護費315万円については、国から2分の1の補助を得て、北側～東側にかけて盗掘防止用の忍び返し540メートルを設置します。現在施工してある460メートルと合わせ、周囲すべてにおいて、忍び返しを設置されます。4月から3件の盗掘が確認されておるようです。以上議案48号について、文教厚生常任委員会に付託された案件については、全員賛成で可決であります。

次に、議案第49号「平成22年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」は、歳入、歳出それぞれ 2,611万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ23億8,898万9千円とするもので、賛成多数で可決です。

議案第50号「平成22年度川南町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)」は、歳入、歳出それぞれ882万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,593万6千円とするもので、全員賛成で可決です。

議案第54号「平成22年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)」は、歳入、歳出それぞれ36万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ481万3千円とするものです。介護認定審査会費に36万3千円を繰出すもので、全員賛成で可決です。

議案第55号「平成22年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)」は、歳入、歳出それぞれ6,354万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ12億6,760万7千円とするものです。主な歳出は、高齢者実態調査として専門業者にアンケート調査を作成して委託するものです。また、介護保険準備積立基金積立金として3,221万円積立てるもので、今回積み立てると、基金は約1億694万円になります。賛成多数で可決です。

議案第56号「平成22年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」は、歳入、歳出それぞれ38万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ1億4,876万6千円とするもので、賛成多数で可決です。

○議長(川越 忠明君) 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長(竹本 修君) 産業建設常任委員会に付託となりました議案第48号、51号、52号、53号、57号について、所管職員の出席を求め、説明を受け、現地調査を行い、質疑、審査を慎重に行いました。その経過と結果について報告します。

5議案とも全員賛成で可決であります。

議案第48号「平成22年度川南町一般会計補正予算(第5号)」中、産業建設常任委員会に関する事項について、報告します。主な歳出では、農林水産業費、園芸振興費、補助金162万7千円は、エコ農業モデル産地育成事業として、3つの部会11戸へ補助するもので、さらに「みやぎきの花」産地パワーアップ推進事業に菊生産組合7戸に電球型蛍光灯設置に54万4千円を補助するものです。

また、園芸産地基盤強化緊急整備事業の63万3千円は、キュウリ生産農家8戸に防風ネット設置に補助するものです。これらの事業はいずれも県の補助金であります。畜産業費の補助金については、この度の口蹄疫に対し、今まで予算計上されていましたが繁殖雌牛更新事業、肥育素牛導入事業、優良繁殖牛緊急整備事業、繁殖牛導入資金貸付事業等の予算整理を行い、新たに川南町優良家畜導入事業補助金として、1頭当たり子牛繁殖牛5万円(500頭)、和牛肥育2万円(300頭)、F1肥育1万円(200頭)、母豚7千5百円(3000頭)の導入助成を行い、総額では8,550万円の補助金となります。また、川南町優良家畜導入利子補結事業補助金として900万円助成するものでございます。農地費の工事費700万円は、西ノ別府排水路設置工事167メートルでございます。土木費、道路維持費の200万円については、塩付・長岡線路側改修工事100メートル分で、本年度で事業は終わります。道路新設改良費の325万円は松原下橋下部工事費で、工事は11月からの計画のため、交通止めは22年11月から24年3月までの予定であります。都市計画費、都市下水路費委託料70万円は、都市下水が民間住宅の地下に埋設されて調査等が出来なかったが、住宅の解体により住民の協力を得て調査を行うものです。調査する下水道は現在長さ30m、直計(1,200ミリメートル)のヒューム管で設置されています。また、住宅の建て替え等によっては、今後施設工事費があると思われれます。

議案第51号「平成22年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」、この補正予算は歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出の総額を2,748万円とするものです。歳入では繰越金、繰入金の操作により20万円の計上、歳出では漁業集落排水施設整備事業費に20万円計上するものです。

議案52号「平成22年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号)」、この補正予算は歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出の総額を1,072万5千円とするものです。歳入では繰入金24万6千円、繰越金95万4千円、歳出の120万円は、営農飲雑用水施設整備事業費として、水位計器を更新するための事業費であります。

議案第53号「平成22年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」、この補正予算は歳入歳出それぞれ153万1千円を追加し、歳入歳出の総額を1億3,649万8千円とするものです。主な歳入では、繰越金、繰入金の操作により153万1千円の計上、歳出では下水道事業費にかかわる職員異動の減額189万円、公債費の元金償還金399万5千円が主なものでございます。なお、公共下水道加入施設の加入率が平成21年度末で、52.33%であるため、さらに今後加入促進を図られ、経営努力に努められるようとの全員の意見でありました。

議案第57号「平成22年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)」、この補正予算は収益的収入及び支出の支出営業費用152万8千円を追加し、収益的支出の総額3億1,333万4千円とするものです。次に資本的収入及び支出の支出建設改良費690万円は設備工事として、流量計及びテレメーターの更新費用であります。以上で報告を終わります。

○議長(川越 忠明君) 以上で、委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。念のため申し上

げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第48号「平成22年度川南町一般会計補正予算(第5号)」について、討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第48号「平成22年度川南町一般会計補正予算(第5号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第49号「平成22年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第49号「平成22年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第50号「平成22年度川南町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)」について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号「平成22年度川南町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第51号「平成22年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号「平成22年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第52号「平成22年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号)」について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号「平成22年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補

正予算(第1号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第53号「平成22年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号「平成22年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第54号「平成22年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)」について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号「平成22年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第55号「平成22年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)」について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号「平成22年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第56号「平成22年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号「平成22年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第57号「平成22年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)」について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第57号「平成22年度川南町水道事業会計補正予算(第1

号)については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第58号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。本案は、人事に関する案件でありますから、質疑・討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、質疑・討論を省略して採決します。採決の方法は、無記名投票で行います。議場の出入りを閉めます。ただ今の出席議員は、14名であります。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に【濱本 義則】君及び【河野 幸夫】君を指名します。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載して投票をお願いします。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により「反対」とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。順次投票願います。投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。【濱本 義則】君及び【河野 幸夫】君、開票の立会をお願いします。

投票の結果を報告します。投票総数14票、そのうち「賛成」14票、「反対」0票。以上のとおり、全員賛成であります。したがって、議案第58号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、これに同意することに決定しました。議場の出入口を開きます。

日程第13 認定第1号「平成21年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」

日程第14 認定第2号「平成21年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について」

日程第15 認定第3号「平成21年度川南町水道事業会計決算認定について」

以上、3案件を一括議題とします。本3案件は、「一般会計決算審査特別委員会」並びに「特別会計等・水道会計決算審査特別委員会」に、それぞれ付託されておりましたので、各特別委員長の報告を求めます。

まず、一般会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

○一般会計決算審査特別委員長(河野 幸夫君) 一般会計決算審査特別委員会報告をいたします。一般会計決算審査特別委員会に付託されました、認定第1号「平成21年度川南町一般会計歳入歳出決算認定」について9月10日・13日に特別委員及び代表監査の出席のもと、特別委員会を開催しました。所管業務ごとに担当職員の出席を求め説明を聞き、質疑を行い慎重に審査いたしました。採決の結果全員賛成で認定することに決定いたしました。町政運営方針は、川南町を発展させるため、「ニューフロンティア精神のまちづくり」を目指すとともに、「生まれて育ったことに誇りの持てるまち川南」の実現に努めると目標にされてます。決算審査意見書で一般会計の運営は適正であったと評価することができますが、特別委員の意見として歳入面で自主財源全体・地方交付税の減少の中、町税・住宅使用料・保育料等の未収金の増加傾向にあり、担当課だけでなく各課と連

携して全体未収金の減少に努力するようにと意見がありました。以下意見を抜粋いたします。

1番目に温泉施設についてであります。長年土地の占有料を支払ってきているが、施設も老朽化してきており、また、大腸菌の発生等も考えると、建て替えも含めて見直しを行うべきではないかという意見。

2番目に、町が委託契約する中で、シルバー人材センターに業務委託することがあるが、1者入札で行っているものが見受けられる。若い人の雇用の場を奪っているのでは、という声もあり、また、事業内容を公開して競争入札していくべきではないか。

3番目に、文化ホールは、建設後10年経過しているので、使用料については見直しを行うべきではないか、また雨漏り等の対策もあり、検討する必要があるのではないかと。

4番目に、農業公社は、今後、受託事業だけ行ってはどうか、経営内容について再検討すべきで人件費も削減できるのではないかと。遊休農地の解消と口蹄疫による埋設地の農地について、今から何らかの対策を考える必要があるのではないかと。

5番目に、教育委員会で作成された報告書は、昨年、今年と全く同じ文言になっているので、問題ではないかと思う。教育委員の選考の方法にも一考を。

6番目に、農林水産課関係の補助事業は、費用対効果など追跡調査も行ってもらいたい。

7番目に、畑かん事業で、ダムエ事、開閉栓方式の給水栓、散水施設等、国、県を通じ積極的に進めていくように。

8番目に、民営化による、学校給食、保育所、老人ホーム等の民営化前と比較してその効果を検討してもらいたい。

9番目に、耐震対策で保育所はしないのですか。

など意見がありました。平成22年度から口蹄疫の災害で歳入の大幅な減少になってくると思いますが、町、職員一体となって町財政運営にしっかり取り組んでほしいと願い、報告いたします。

○議長(川越 忠明君) 次に、特別会計等・水道会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

○特別会計等・水道会計決算審査特別委員長(山下 壽君) 認定2号、3号について本委員会に付託されました案件について、審査並びに調査・検討した結果について報告を申し上げます。

特別会計と水道会計決算審査特別委員会については、2議案認定で可決であります。認定2号につきましては、賛成多数で認定、認定3号につきましては全員賛成で認定であります。関係課職員の出席を求め、説明を受け、質疑応答により慎重に審査、調査を行い、審議いたしました。各課とも予算執行に当たり、事務効果を求めた努力成果が認められました。

1、国保税については、さらなる収納率のアップを望みます。

2、水道事業は今後加入率のアップ、加入促進を要望いたします。また、水道事業は給水開始後34年を過ぎ、漏水もひどく、計画的な更新が必要のようです。予算措置を行い、計画的に行うことを要望いたします。

3、健康保険基金積立残高の早急な適正額の確保を要望いたします。

以上で報告を終わります。

○議長(川越 忠明君) 以上で委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。念のため申し上げます。討論・採決は、各案件ごとに行います。

認定第1号「平成21年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 認定第1号「平成21年度川南町一般会計歳入歳出決算の認定について」反対討論を行います。

平成21年度川南町一般会計決算状況は、歳入71億420万9,568円、歳出70億104万3,637円、差引1億316万5,931円の黒字決算です。

反対する第1点は、集中改革プランによる民営化の推進です。町民生活の中心的課題である町立保育所、老人ホーム、学校給食調理業務など、自治体の使命としての運営責任を果たすべき事業を、民営化してきたことは問題です。保育所民営化の2カ所目、東保育所が今年の四月から実施されました。既に実施している学校給食の調理業務については、直営に戻すことを求めて来ましたが、今年の8月からは3年契約となりました。

第2点は、学校給食業務に係る予算削減についてです。学校給食費は3,241万3,500円です。委託開始前の18年度は、1億円を超える予算でしたから、町長はその財政効果なるものを大いに自己評価されるのではないかと思います。内容をみますと、確かに町職員は2人に減り、その人件費は諸手当など含めて534万円、委託前の18年度は、正職員10人と業務補助を入れると7,950万円でした。これが職員2人分と委託料3,241万円を合わせて、計3,775万円、確かに約4,175万円の人件費減になります。しかし、これを単純に、川南町政の前進と評価して良いでしょうか。まず、問題点の1つは、経験を積み、継承し、子供に責任を負う調理の人材を失い、その職員が得ていた収入と購買力を失わせたことです。2つには、企業委託費3,241万円ですが、その労働条件については、教育委員会は把握していないことです。私が得た情報と試算では、年間の給与・手当等人件費は約2,400万円、約800万円余は企業利益として県外の本社に持っていかれます。派遣にしろ、請負にしろ、間接労働によって企業は3割から4割の利益を得るといわれます。本町の場合でも労働者の雇い主(大新東ヒューマンサービス社)がいかに搾取をしているかを示しています。社会問題化しているワーキングプアを自治体が推進役を担っている姿だと思います。今、間接雇用や年収2000万円以下の働く貧困層、ワーキングプアの解決が社会問題となっています。学校給食は児童・生徒の心身の健全な発達、国民の食生活の改善に寄与することを目的にした事業です。調理業務はその要であり、栄養士や調理師が食に対する理念や方針の下に経験を積み、技能を継承し、豊かで安心な給食を提供する事業です。したがって、この事業は行政が責任をもって行うべき事業です。

3つには、偽装請負を続けて良いかということです。川南町と委託先の労働者の間に指揮命令がある場合、労働者派遣事業と判断され、請負とは見なされません。安全でおいしい給食を届けるために町職員、栄養士、調理員が連携し、日常の指導や協議は、欠かせないのが業務の特徴であり、必要なことです。しかし、まさにこの関係が偽装請負に当たるとされます。労働法制上でも働く意欲の

面でも直接雇用にして処遇の改善こそ図ることではないでしょうか。さらに、今日の「食」や学校給食をめぐる問題は、その質自体が従前にも増して、社会的・複合的な構造をなすものとなっています。2009年4月から「学校給食法」が、「栄養改善」から食の大切さ・栄養バランスなどを学ぶ「食育」と衛生基準の強化に改定され、給食は食教育の「生きた教材」「教科書」と位置づけられています。教育としての学校給食を財政の効率化として民間委託することは間違っています。以上の理由で21年度一般会計決算の認定について反対いたします。以上、討論を終わります。

○議長(川越 忠明君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから認定第1号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。起立多数であります。したがって、認定第1号「平成21年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第2号「平成21年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について」討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 認定第2号「平成21年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について」、反対の討論を行います。

国民健康保険法は、その1条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と定めています。しかし今、「社会保障・・・の向上に寄与する」と明記した、国民の命と健康を守るための制度が、手遅れによる多数の死亡者を生み出しているのです。背景には、個人の支払い能力を超えた高過ぎる保険料(税)があり、この値上げに歯止めがかかっていません。保険料(税)を払えない人や無保険の人が多数生み出され「国民皆保険」の理念は崩壊の危機に瀕しています。国保全体合計の収納率は75.7%(前年度75.4%)国保一般、現年課税分の収納率は90.33%で、滞納繰越分は12.1%です。不納欠損額は、1,747万5,984円で、件数は194件です。国保税は昨年被保険者1人当たり2万1,200円が値上げになりました。こんなに値上げになって「よう払わんが」との苦情電話が役場にもあったのではないのでしょうか。川南町では、法律で定めた限度額一杯の国保税を徴収しています。国保税の税額の決め方には、各被保険者の年間の所得の額と固定資産の額に応じて国保税を決める応能割(所得割、資産割)と各世帯の一人一人の被保険者に一律に保険料をかける応益割(平等割、均等割)があります。この4つを全て組み合わせて保険税を決めるのか、また、4つの中からいくつかを組み合わせて保険税を決定するのかについては各自自治体で違いがあります。宮崎県内でも資産割を高鍋町、門川町、宮崎市が行っていません。この組み合わせによって算出された額を基礎課税額と言います。この基礎課税額は、政令で定める金額を超えることができない、とされています。また、後期高齢者医療制度の導入によって後期高齢者支援金の徴収が行われるようになり、その金額も、応能、応益割合によって定められています。その額は基礎課税額と同じく、政令で定める金額を超え

ることができない、とされています。さらに、介護保険納付金の課税額についても、同様の定めがあります。この基礎課税額等の限度については、基礎課税額は「50万円とする」と定められ、後期高齢者支援金等課税額は「13万円とする」とされています。また、介護納付金課税額は「10万円とする」とされています。川南町では、この最高限度額をとっています。地方税法では、限度額を「超えることはできない」ということになっていますので、文字どおり限度額を超えて徴収することはできません。しかし、施行令では、「・・・とする」と規定されており、「・・・ねばならない」との規定になっていないので、決められた限度額以下で徴収することができます。他の自治体で、基礎課税限度額は41万円であり、後期高齢者支援金等限度額は12万円、介護納付金課税額は8万円となっているところもあり、限度額以下で徴収しているところもあり、今後検討する課題ではないでしょうか。国民健康保険税は、川南町でも毎年、滞納者や差押さえ等が増える傾向です。年金生活者や失業者などが加入する国保は、国の手厚い援助があって成り立つ医療保険です。国保税が高くて滞納者が増えれば、自治体の国保財政は悪化します。国はこれまで、医療給付費が国の基準を超える自治体や、国保料(税)の収納率が低い自治体に、国庫負担削減のペナルティを課してきました。また、国庫負担の一部である「調整交付金」の配分により、市町村国保にさまざまな政策誘導を行ってきました。今回の法改正では、「指定市町村」へのペナルティは廃止され、市町村国保の医療費抑制は「支援方針」に基づいて、都道府県が指導することになりました。収納率が低い自治体へのペナルティも、実施をおこなうかどうかの決定権を、県が握ることになります。「国保の広域化」です。国保科(税)を滞納した人への脅迫まがいの督促が各地で問題となっています。川南町ではそんなことはないと思いますが、保険証の取り上げは「いのちと健康」にかかわります。資格証の発行を中止し、保険税滞納世帯への生活実態調査を行い、実態を把握するよう強く求めます。自宅を訪問するなど、町民の立場に立った納税の相談にのる必要があると考えます。国保会計の収支残高は、基金に2,000万円積立てた上で、6,738万7,658円の黒字です。基金残高は2,080万円です。町民の声として「高過ぎる。引下げて欲しい。」との声があります。町民の命を最優先させるためにも、一般会計の繰入れ等して国保税の値下げを実現するため、また、国庫補助金を元の45%に戻すよう、国への制度拡充や財政的な支援について強く働きかけるよう要望して、反対討論いたします。

○議長(川越 忠明君) 次に、原案に賛成の発言を許します。ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから認定第2号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり認定することに、賛成の方は、起立願います。起立多数であります。したがって、認定第2号「平成21年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について」は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第3号「平成21年度川南町水道事業会計決算認定について」討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第3号「平成21年度川南町水道事業会計決算認定について」は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第16 発議第7号「口蹄疫復興支援対策に関する意見書(案)について」を議題とします。朗読は省略します。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○議員(河野 幸夫君) 発議第7号「口蹄疫復興支援対策に関する意見書(案)」について、その提案理由の説明を行います。なお、お手元に配布しております意見書(案)を朗読して提案理由の説明といたします。

口蹄疫復興支援対策に関する意見書(案)

宮崎県で4月20日に発症した口蹄疫は我が国有史来の大惨事となり、国、県及び関係自治体の昼夜に及ぶ防疫体制をもって8月27日の終息宣言を迎えることができました。

この間、各地域においては経済活動が麻痺状態となり、農家経営や就学、そして商工業においても極めて甚大な影響をもたらしました。

この困窮状態を打破し、畜産の再建と地域経済の復興のためには短期、中期、長期の展望と具体的な支援策が必要であります。

今や法定伝染病の脅威を目の当たりにした私達は、臆することなく復活への歩みを力強く進めるに際し、これ等の実情を充分ご理解いただきますと共に下記の諸対策について特段の御配慮を賜りますよう強く要望するものであります。

記

- 1 「特措法」の具現化と期間の延長を図ること。
- 1 「復興特区制度」の実現を図ること。
- 1 防疫に関し、家伝法と国の指針及び危機管理体制の抜本見直しを図ること。
- 1 動物衛生研究所の増設を図ること。
- 1 発症地域においては、速やかな国の対策本部設置を図ること。
- 1 共同による堆肥処理施設の設置に財政支援を図ること。
- 1 基金設置の自治体に対する国の全額支援を図ること。
- 1 新たな畜産基地として、生産・加工・販売(6次産業化)のための環境整備を図ること。
- 1 補償金に対する課税減免策を講ずること。
- 1 各種ウイルス対策の研修センター等の設置を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月17日

宮崎県児湯郡川南町議会

以上のおおりでありますので、各議員の賛同を得て決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(川越 忠明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。これから、質疑を行います。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第7号「口蹄疫復興支援対策に関する意見書(案)について」討論を行います。討論はありませんか。「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから発議第7号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のおおりに決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第7号「口蹄疫復興支援対策に関する意見書(案)について」は原案のおおりに可決されました。

お諮りします。ただ今可決されました「意見書」の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

日程第17「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りします。委員長からの申出のおおりに、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

お諮りします。今回の口蹄疫発生により見合わせておりました、行政調査について、10月末頃までに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

お諮りします。来る10月14日、木城町において議員大会が開催されますので、議員全員出席したいと思います。なお、議員大会については、別紙のおおりに議員派遣扱いとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。これで、平成22年第6回川南町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前11時28分閉会
